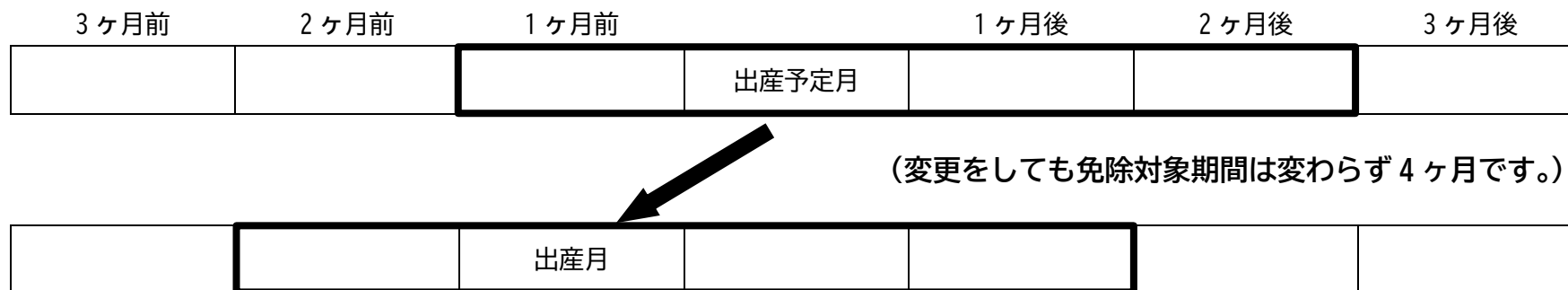


～ 出産前に届出をされた方へ～

(例) 単胎の方 (多胎の方は、出産予定月の3ヶ月前と2ヶ月後の計6ヶ月間が免除対象期間です。)



…免除対象期間

今回は、出産予定月で免除の受付をしました。

出産予定月 と 実際に出産した月 が異なる場合で、

免除対象期間の変更を希望される方は、出産後に再度届出をすることができます。

なお、免除対象期間途中での社会保険加入や、年度の切り替えにはご注意ください。

再度届出がない場合には、出産予定月での減額をさせていただきます。

【問い合わせ先】

蒲郡市役所

保険年金課 国民健康保険税係 ☎ 0533-66-1172